

## 広島県高等学校等奨学金貸付要綱

### (趣旨)

第1条 広島県高等学校等奨学金のうち、修学奨学金及び入学準備金の貸付は、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年広島県条例第5号。以下「条例」という。）及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成14年広島県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 修学奨学金及び入学準備金をいう。
- (2) 奨学生 前号の貸付を受ける者をいう。
- (3) 予約奨学生 修学奨学金の貸与を開始する年度より前に当該奨学金の貸付を受けることができる候補者として決定を受けた者又は入学準備金の貸付を受けることができる候補者として決定を受けた者並びにそのいずれの決定もを受けた者をいう。

### (奨学生の募集)

第3条 奨学生又は予約奨学生の募集区分、奨学金の種類及び対象者は、次のとおりとする。

| 区分   | 奨学金の種類         | 対象者               |
|------|----------------|-------------------|
| 在学募集 | 修学奨学金          | 高等学校等の在学学生        |
| 予約募集 | 入学準備金<br>修学奨学金 | 高等学校等に入学しようとしている者 |

- 2 前項の規定による各募集を行う募集期間及び募集定員は、予算の範囲内で別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第2条第1項第2号に規定する者で奨学金の貸与を緊急に必要とする者は、前項に規定する募集期間以外の期間であっても奨学金の貸与を申請することができる。

### (奨学生の資格)

第4条 規則第2条第1項第1号において別に定めることとされている事項の具体的内容は、次のとおりとする。

| 事項                            | 内容  |
|-------------------------------|---|
| 生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下        | 別記「広島県高等学校等奨学金収入基準」のとおり   |
| 生計を維持する者の市町村民税所得割の額の合計額が基準額未満 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する算定基準額の例により算出した額が304,200円未満 |

- 2 申請者は、1月から6月に奨学金を申請する場合にあつては、申請日の属する年の前々年の1月から12月まで、7月から12月に申請する場合にあつては、申請日の属する年の前年の1月から12月までの期間における申請者の生計を維持する者の所得等について証明するものとする。ただし、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めるときは、申請者の生計を維持する者の所得等を証明する期間を別に定めることができる。

3 申請者の生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ当該事由の発生後1年間の所得等を推計した額により第1項の規定を適用した際に、そのいずれかに該当する場合において、規則第2条第1項第2号に該当する者とみなすものとする。

- (1) 失職、死亡、り災、破産、事故及び病気等により当該事由の発生前3か月の収入額の平均額又は前年同月と比較して現在の収入額が概ね20パーセント以上減少している者
- (2) 一時的に修学に要する費用が大幅に増大した者又は特別な事情により家計の支出が著しく増大した者

(その他同種の資金)

第5条 条例第3条第1項第5号に規定するその他同種の資金は、次のとおりとする。

| 種類    | その他同種の資金   |
|-------|--|
| 修学奨学金 | <p>次の各号に掲げる資金とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子福祉法」という。）による修学資金</li> <li>(2) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金</li> <li>(3) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（教育支援費に限る。）</li> <li>(4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費</li> </ol> |
| 入学準備金 | <p>次の各号に掲げる資金（入学準備金と同一の使途で借り受けるものに限る。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子福祉法による就学支度資金</li> <li>(2) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（就学支度費に限る。）</li> <li>(3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費</li> </ol>   |

(修学奨学金の貸付期間)

第6条 修学奨学金の貸付けを開始する月は、第3条に規定する募集区分に応じ、別に定める。

- 2 第3条第3項に該当するなど特別な事情が認められる者は、当該年度の4月を限度として貸付けを開始する月を遡ることができる。
- 3 条例第4条第2項に規定する修業年限は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）で定める修業年限の年数を上限として、奨学生が在学する高等学校等において卒業までに通常必要とされる残りの期間（以下「修学期間」という。）とする。ただし、法で定める修業年限が一定の年数ではない高等学校等においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数を上限とする。
  - (1) 定時制の課程及び通信制の課程 4年
  - (2) 専修学校の高等課程 3年
  - (3) 高等学校及び高等専門学校の専攻科 2年
  - (4) 高等学校の別科 1年
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨学金の貸付期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者に貸し付けた期間（規則第10条に規定する貸付けを休止した期間及び償還を完了している修学奨学金の貸与を受けた期間を除く。以下「貸与済期間」という。）と合わせて前項に規定する年数を超えることはできない。

- (1) 貸与済期間が前項に規定する上限の年数を超えないとき。
  - (2) 教育長が必要と認めたとき。
- 5 奨学生が転学したときの修学奨学金の貸付期間は、転学後の高等学校等の区分に応じ、修学期間から貸与済期間を除いた期間の終わる月までとする。ただし、転学後の高等学校等における修学期間の上限が転学前の高等学校等における修学期間の上限に満たない場合で教育長が特に必要と認めるときは、貸与済期間にかかわらず、貸付期間を決定することができる。
  - 6 申請者が、過去において、現に在学する学校と同じ高等学校等の区分に属する学校で修学奨学金の貸与を受けたことがある場合の修学奨学金の貸付期間は、貸与済期間と通算して、第3項の規定による年数を限度とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、貸与済期間にかかわらず、貸付期間を決定することができる。
  - 7 教育長は、第4項、第5項の規定により貸付期間を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

#### (奨学金の申請)

- 第7条 奨学金の申請者は、規則で定める申請書に、その者の生計を維持する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を確認するための書類その他必要書類を添えて教育長に提出する。
- 2 教育長は、学校の長から申請者に係る条例第5条第3項又は第4項に規定する推薦調書が提出された場合は、当該調書が提出されたことをもって、当該申請者が規則第2条第2項各号のいずれにも該当する者とする。

#### (予約奨学生)

- 第8条 教育長は、予約奨学生を決定したときは、別に定める様式により申請者に通知する。
- 2 予約奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約奨学生でなくなるものとする。
    - (1) 高等学校等に入学しないこととなったとき。
    - (2) 規則第6条第1項の規定による貸付決定通知を受けたことにより奨学生となったとき。

#### (辞退の申出)

- 第9条 奨学生又は予約奨学生は、条例第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき又は奨学金を辞退しようとするときは、別に定める様式により、速やかにその旨を教育長に申し出なければならない。

#### (貸付月額の変更)

- 第10条 通学形態が自宅通学である奨学生は、自宅外に住所を変更したとき、条例第4条に規定する表の自宅外通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されないことを希望する旨を申し出ることができる。
- 2 通学形態が自宅外通学である奨学生は、条例第4条に規定する表の自宅通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されることを希望する旨を申し出ることができる。
  - 3 教育長は、奨学生の転学及び住所変更並びに前項の規定による申出に基づき修学奨学金の貸付月額を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

(奨学生決定後の確認)

第11条 規則第9条第1項の規定により知事が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 社会経済が急激に好転するなどの状況の変化が認められるとき。
- (2) 第4条第1項のいずれにも該当しないことが疑われるとき。

2 規則第9条第2項の規定により修学奨学金に係る奨学生等が在学する高等学校等の長が行う報告は、毎年3月に行うものとする。

(電子申請等)

第12条 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成30年教育委員会告示第2号）に規定する情報通信の技術を利用する方法とは、電子申請システム（県の機関等（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島県条例第38号）第2条第2号に規定する県の機関等をいう。）の使用に係る電子計算機と申請等（同条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者及び処分通知等（同条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、申請等及び処分通知等に係る事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合とする。

2 第6条第7項、第8条第1項、第9条及び第10条第3項の規定により書面により行うこととされているもの並びに第7条第1項の規定により提出する書類については、電子申請システムを利用して行うことができる。

3 電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付については、広島県電子申請システム取扱要領（平成16年11月20日制定）の定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

2 令和4年度に実施する在学募集については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

(別記)

## 広島県高等学校等奨学金収入基準

### 1 判定方法

「生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下」の判定は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金収入基準に準じて認定所得金額が収入基準額以下であることとし、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 収入基準額 世帯人員に応じて別表1に定める額とする。
- (2) 所得金額 収入金額から必要経費を控除して得た額とする。
- (3) 特別控除額 所得金額から特別に控除することができる別表2に掲げる額とする。
- (4) 認定所得金額 所得金額から特別控除額を控除した金額とする。

### 2 収入基準額

収入基準額は、次のとおり申請者の同一世帯人員を認定し、当該人数に応じて別表1で定める金額とする。

- (1) 同居又は別居を問わず、申請者と生計を一にしている家族は同一世帯員とみなす。
- (2) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とみなす。
- (3) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とみなす。
  - ア 家計を支えている者が勤務地の関係で別居しているとき。
  - イ 就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
  - ウ 主として扶養している別居の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。）
  - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- (4) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯員とみなさない。
- (5) 申請者が、特別な事情にある者又は都道府県知事から委託されている者に養育されている者である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。ただし、ここでいう「特別な事情にある者」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、申請者以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者をいう。ただし、20歳以上の兄弟姉妹であっても就学者、長期療養者及び心身に障害のある等のため経済力のない者は、20歳未満として取り扱うことができる。
- (6) 申請者が、特別な事情により父母等と絶縁状態又はそれに準じるような場合は、申請者を単独生計者として取り扱うことができる。この場合において、その事情及び父母等から送金されていないことは、申請者からの申立書等で確認する。

### 3 所得金額

所得金額は、生計を維持する者の収入金額から必要経費を控除した金額を合算する。

また、確認書類は別表4のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。

- (1) 生計を維持する者の判断が難しい場合は、同一世帯で収入のある者全員の所得金額の合算とする。
- (2) 所得金額の算定方法は、次のとおりとする。

| 所得の種類               | 算定方法  |
|---------------------|---|
| 給与所得                | 俸給、給料、賃金、役員報酬、歳費、賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金、恩給、老齢年金、遺族年金、扶助費及び傷病手当金等を含む。）の収入金額から「別表3」に掲げる算式により算出した額を控除した金額を所得金額とする。                   |
| 事業（商業、工業、林業及び水産業）所得 | 収入金額から必要経費として売上原価及び営業経費を控除した金額を所得金額とする。営業経費とは、雇人費、専従者給与、減価償却費及び業務に必要な租税公課等並びに収入金額を得るために必要なその他経費をいう。   |
| 農業所得                | 農作物の収入金額のほか、畜産等の農作物以外の収入及び副業収入がある場合は、全ての収入金額を合算し、必要経費として、肥料、種苗、蚕種及び家畜等の飼料及び動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費したものに限る。）の購入費を控除した金額を所得金額とする。所得金額には自家消費分も含むものとする。             |
| その他の所得              | 給与、商業、工業、林業、水産業及び農業以外の職業（開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等）によって収入を得ている場合並びに利子、配当、家賃、賃間代、地代、内職収入、生活保護法による扶助費及び失業給付金等を得ている場合は、収入金額から、それぞれの収入を得るための必要経費を控除した金額を所得金額とする。 |

- (3) 住宅建設、その他の借財による返済金は、必要経費とはみなさない。
- (4) 商業、工業、林業、水産業、農業及びその他の所得の算定に当たっては、青色事業専従者給与又は事業専従者控除を必要経費に加算するものとする。
- (5) 所得金額に1万円未満の端数を生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。
- (6) 収入金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合は、所得金額を0円とする。

#### 4 特別控除額

特別控除額は、申請時の状況が次に該当する場合に「別表2」の額を適用する。また、確認書類は「別表4」のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。

| 特別の事情             | 該当する場合   |
|-------------------|--|
| (1) 母子・父子世帯であること  | 同一世帯の構成が次のいずれかに該当する場合とする。<br>ただし、18歳以上の就学者、長期療養及び心身に障害のある等のため経済力のない者は18歳未満の子とみなす。<br>(1) 母又は父及び18歳未満の子の世帯  |
| (1) 母子・父子世帯であること。 | (2) 母又は父及び18歳未満の子並びに60歳以上で年間の所得金額が50万円以下の祖父母の世帯<br>(3) 18歳未満の子のみの世帯<br>(4) 祖父母及び18歳未満の子の世帯<br>(5) 配偶者のいない兄弟（兄又は姉のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。）及び18歳未満の子の世帯<br>(6) 配偶者のいない兄弟及び18歳未満の子並びに60歳以上で年間の |

| 特別の事情                              | 該当する場合  |
|------------------------------------|---|
|                                    | <p>所得金額が50万円以下の祖父母の世帯</p> <p>(7) 民生委員等が父又は母が長期間にわたり行方不明であることを証明できる世帯</p>  |
| <p>(2) 就学者（申請者を除く。）のいる世帯であること。</p> | <p>同一世帯の申請者以外の者が、次のいずれにも該当する者である場合とする。</p> <p>(1) <b>別表2</b>に掲げる対象の学校及び課程に就学（法第84条に規定する大学の通信教育を受ける者を含む。）していること。<br/>ただし、大学院の学生は大学の学生とみなし、高等学校等、大学及び高等専門学校の特攻科生及び別科生は、それぞれ高等学校等の生徒、大学の学生、高等専門学校の学生とみなす。</p> <p>(2) 放送大学の科目履修生及び選科履修生でないこと。</p>   |
| <p>(3) 障害者のいる世帯であること。</p>          | <p>同一世帯の者が、次のいずれかに該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。以下「福祉法」という。）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている者又はこれに準ずると認められる次の各号のいずれかに該当する者<br/>ア 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者<br/>イ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である者<br/>ウ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者で、福祉法の別表の範囲の身体上の障害があることが明らかな者</p> <p>(2) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当する者として認定を受けた者で、当該公害による身体上の障害のある者</p> <p>(3) 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（知的障害を除く。以下同じ。）の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けている者のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある者又は児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害の判定を受けた者並びにこれに準ずると認められる次の各号のいずれかに該当する者<br/>ア 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を申請中である者<br/>イ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていない者で精神疾患を有し、医師等の証明により精神疾患を有することが明らかな者</p> <p>(5) 介護されなければ自分が排せつできない程度以上の者で、6か月程度以上その状況が継続していることが明らかであり、複雑な介護を要する者</p> |



| 特別の事情                                   | 該当する場合  |
|---|---|
| (4) 長期療養者<br>のいる世帯<br>であること。            | <p>同一世帯の者が、次のいずれにも該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養が必要と認められる者</p> <p>(2) 療養のため、次の各号に掲げる費目を経常的に負担することが必要と認められる者</p> <p>ア 医師又は歯科医師に対し支払う診療代又は治療代</p> <p>イ 病院及び診療所へ入院するために支出する費用</p> <p>ウ あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用</p> <p>エ 看護人に対して支払う費用（食事代を含む。）</p> <p>オ 治療又は療養のために支出する医薬品代</p> <p>カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）</p> <p>キ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金</p> |
| (5) 主たる生計維持者が別居している世帯であること。             | 主に生計を維持する者が別居しているため、特別に費用を支出している世帯  |
| (6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。 | 震災等の被害を受けたため、将来の支出増大又は収入減少が2年以上にわたり続くことが認められる場合とする。   |

別表1 収入基準額表

| 区分   |      | 収入基準額                       |
|------|------|-----------------------------|
| 世帯人員 | 1人   | 103万円                       |
|      | 2人   | 165万円                       |
|      | 3人   | 190万円                       |
|      | 4人   | 206万円                       |
|      | 5人   | 221万円                       |
|      | 6人   | 234万円                       |
|      | 7人   | 246万円                       |
|      | 8人以上 | 257万円（1人増すごとにこれに11万円を加算する。） |

別表2 特別控除額表

| 区分              | 特別の事情  | 特別控除額              |       |      |       |
|-----------------|--|--------------------|-------|------|-------|
| A<br>世帯を対象とする控除 | (1) 母子・父子世帯であること。  |                    | 99万円  |      |       |
|                 | (2) 就学者（申請者を除く。）の<br>いる世帯であること。<br>※ 該当する児童、生徒又は学生<br>1人につき各欄の額を適用 | 小学校児童              |       | 31万円 |       |
|                 |  | 中学校生徒              |       | 46万円 |       |
|                 |  | 国公立高等学校            | 自宅通学  |      | 39万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 69万円  |
|                 |  | 私立高等学校             | 自宅通学  |      | 88万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 118万円 |
|                 |  | 国公立高等専門学校<br>1～3年次 | 自宅通学  |      | 39万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 69万円  |
|                 |  | 国公立高等専門学校<br>4・5年次 | 自宅通学  |      | 43万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 72万円  |
|                 |  | 私立高等専門学校<br>1～3年次  | 自宅通学  |      | 88万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 118万円 |
|                 |  | 私立高等専門学校<br>4・5年次  | 自宅通学  |      | 87万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 116万円 |
|                 |  | 国公立大学              | 自宅通学  |      | 74万円  |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 121万円 |
|                 |  | 私立大学               | 自宅通学  |      | 133万円 |
|                 |  |                    | 自宅外通学 |      | 180万円 |
|                 |  | 国公立専修学校<br>高等課程    | 自宅通学  |      | 39万円  |
| 自宅外通学           |  |                    | 69万円  |      |       |
| 私立専修学校<br>高等課程  | 自宅通学   |                    | 88万円  |      |       |
|                 | 自宅外通学  |                    | 118万円 |      |       |
| 国公立専修学校<br>専門課程 | 自宅通学   |                    | 36万円  |      |       |
|                 | 自宅外通学  |                    | 81万円  |      |       |
| 私立専修学校<br>専門課程  | 自宅通学   |                    | 102万円 |      |       |
|                 | 自宅外通学  |                    | 147万円 |      |       |

| 区分              | 特別の事情                                   | 特別控除額   |       |       |
|-----------------|---|---|-------|-------|
| A<br>世帯を対象とする控除 | (3) 障害者のいる世帯であること。                      | 障害のある者1人につき   | 99万円  |       |
|                 | (4) 長期療養者のいる世帯であること。                    | 申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮して算出した年間金額（健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除く。） |       |       |
|                 | (5) 主たる生計維持者が別居している世帯であること。             | 別居のために住居費、光熱水道費、家具及び家事用品の費用として支出している年間金額（71万円を限度とし、別居している家族へ扶養送金する場合を除く。）         |       |       |
|                 | (6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。 | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田畑・店舗等）に被害があり、将来長期にわたって支出増加又は収入減少が見込まれる年間金額    |       |       |
| B<br>申請者に対する控除  | 申請者が高等学校等に在学している場合                      | 国・公立の学校   | 自宅通学  | 39万円  |
|                 |   |   | 自宅外通学 | 69万円  |
|                 |   | 私立の学校   | 自宅通学  | 88万円  |
|                 |   |   | 自宅外通学 | 118万円 |

備考 A欄に該当する事情が2つ以上ある場合は、それぞれの特別控除額を合算した額を特別控除額とする。

### 別表3 給与所得の場合における控除額

(A)

| 年間収入金額             | 控除額             |
|--------------------|-----------------|
| 268万円未満の場合         | 年間収入額と同額        |
| 268万円以上400万円以下の場合  | 年間収入額×0.2+214万円 |
| 400万円を超え781万円以下の場合 | 年間収入額×0.3+174万円 |
| 781万円を超える場合        | 408万円           |

(B)

| 年間収入金額                 | 控除額                               |
|------------------------|-----------------------------------|
| 65万円以下の場合              | 年間収入額と同額                          |
| 65万円を超え180万円以下の場合      | 年間収入額×0.4<br>(控除額が65万円未満の場合は65万円) |
| 180万円を超え360万円以下の場合     | 年間収入額×0.3+18万円                    |
| 360万円を超え660万円以下の場合     | 年間収入額×0.2+54万円                    |
| 660万円を超え1,000万円以下の場合   | 年間収入額×0.1+120万円                   |
| 1,000万円を超え1,500万円以下の場合 | 年間収入額×0.05+170万円                  |
| 1,500万円を超える場合          | 245万円                             |

備考

- 1 年間収入金額は、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 控除額に1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。
- 3 給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあっては（A）の表、少ない者にあっては（B）の表を適用する。年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者に（A）の表、他方の者に（B）の表を適用する。

別表4 確認書類

| 区分           | 確認書類  |
|--------------|---|
| 収入額を証明するもの   | <p>(1) 課税所得<br/>次のいずれかによる。<br/>ア 個人番号を確認するための書類<br/>イ 個人住民税の課税台帳記載事項証明書<br/>ウ 個人住民税の納税通知書<br/>エ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</p> <p>(2) 非課税所得<br/>ア 児童扶養手当<br/>児童扶養手当証書の写し等<br/>イ 遺族・障害基礎年金<br/>年金証書、金額の改定通知書、振込通知書の写し等<br/>ウ 雇用保険の基本手当（失業給付）<br/>雇用保険受給資格者証の写し等<br/>エ 傷病手当金等<br/>手当金支払証明書の写し等<br/>オ その他<br/>その他の非課税所得を証明する書類</p> |
| 特別控除額を証明するもの | <p>(1) 就学者（申請者を除く。）のいる世帯<br/>在学証明書（義務教育段階の兄弟姉妹及び申請者分は除く。）</p> <p>(2) 障害者のいる世帯<br/>身体障害者手帳、保健福祉手帳、国民年金証書、療育手帳及び戦傷病者手帳等の写し、医師等の診断書等</p> <p>(3) 長期療養者のいる世帯<br/>病院及び診療所等の証明書又は領収書等の写し</p> <p>(4) 主たる生計維持者が別居している世帯<br/>別居している生計維持者に係る光熱水費の領収書等の写し</p> <p>(5) 震災、風水害火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯<br/>警察署等発行の証明書等の写し</p>              |